

「遺言書の基礎知識」

< 1. 遺言書の種類 >

a. 自筆証書遺言

○作成方法

遺言書を作成する本人様が遺言書の全文、日付、氏名を自分自身の手で書いた上で押印する事で作成します。

(ボールペン等の消えない筆記具を使用の事)

○押印について

認印でも大丈夫です。

しかし、可能でしたら実印で押印される事をお勧めします。

○遺言書の保管方法

遺言書を作成した本人様がしっかり保管します。

信頼出来る人に保管を依頼する事も出来ます。

○家庭裁判所の検認

自筆証書遺言書を保管している人又は自筆証書遺言書を発見した相続人の方は遺言書を作成した人が亡くなった後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して「検認」を請求しなければなりません。

「遺言書の基礎知識」

< 1. 遺言書の種類 >

a. 自筆証書遺言

○長所

- ①遺言書の内容と存在を秘密にする事が出来ます。
- ②手軽に作成する事が可能です。
- ③安く（全てご自身だけで対応できれば無料で）作成出来ます。

○短所

- ①紛失や変造の恐れがあります。
- ②遺言書が発見されない可能性があります。
- ③要件不備による無効の恐れがあります。
- ④全て手書きしなければならないので大変です。
- ⑤本人が書いた物では無い（無理やり書かされた）と主張する相続人が現れる事もあります。